



あたらしざいりゅうかんりせいでがいこくじんじゅうみんきほんだいちょうせいど  
**A 新しい在留管理制度・外国人住民基本台帳制度**

ないよう  
(※2012.7.9からの内容です)

あたらしざいりゅうかんりせいでがいこくじんじゅうみんきほんだいちょうせいど  
▶ **A 新しい在留管理制度・外国人住民基本台帳制度** のトップ

にゅうこくこう てつづき  
**1-2 入国港での手続**

にゅうこくこう ちゅうちようきざいりゅうしゃ しんき じょうりく きよか ざいりゅう こうふ とうめん  
入国港で中長期在留者として新規に上陸が許可されると在留カードが交付されます。ただし当面は  
なりた はねだ ちゅうぶ かんさい かくこうこう ざいりゅう こうふ ひと じゅうきよ さだ じゅうきよ  
成田、羽田、中部、関西の各空港だけです。在留カードを交付された人は住居が定まったら、その住居の  
しちょうそんまどぐち ざいりゅう も じゅうきよち とど で  
ある市区町村窓口にて在留カードを持って住居地を届け出ます。

にゅうこくこう ざいりゅう こうふ ざいりゅう ごじつこうふ むね きさい ひと  
入国港で在留カードが交付されず、パスポートに「在留カードは後日交付する」旨の記載がされた人は  
じゅうきよ さだ じゅうきよ しちょうそんまどぐち じさん じゅうきよち とど で あと とどけで  
住居が定まったら、その住居のある市区町村窓口にてパスポートを持参し住居地を届け出ます。その後、届出  
じゅうきよち ほんにんあ かきとめ ざいりゅう おく  
のあった住居地に本人宛ての書留で在留カードが送られてきます。

し く ちょうそん てつづき  
**1-3 市区町村での手続**

ざいりゅう げんざい じゅうきよち きさい ひと しちょうそんまどぐち い きさい べつ  
在留カードに現在の住居地が記載されていない人は市区町村窓口に行って記載してもらいます。別の  
しちょうそん ひっこ とど とき もと じゅうしよ しちょうそんまどぐち てんしゅつとどけ だ あたら じゅうしよ  
市区町村へ引越しをする時にはあらかじめ元の住所の市区町村窓口で転出届を出し、新しい住所  
じゅうきよち しちょうそんまどぐち てんにゅうとどけ だ しちょうそんまどぐち てんにゅうとどけ どういつし くちょうそんない  
(住居地)の市区町村窓口で転入届を出しますが、市区町村窓口で転入届(同一市区町村内であれば、  
てんきよとどけ だ さい ざいりゅう ていじ にゅうこくかんりきよく じゅうきよち へんこうとどけで  
転居届)を出す際に、在留カードを提示すれば、入国管理局にも住居地の変更届出をしたことになります。